

在宅勤務に係る費用を会社で負担する場合の取り扱い

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 互井 敏勝

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として在宅勤務を進めていますが、使用するマスク等の消耗品の購入費用を従業員に支給した場合、給与として課税対象となりますか。



リサ



サキ先生

勤務時に使用するマスクや消毒液など、在宅勤務のために通常必要な費用(消耗品等)を精算する方法により支給する一定の金銭については、給与として課税する必要はありません。

在宅勤務に通常必要な費用を精算する方法とはどのようなものですか。



リサ



サキ先生

精算する方法としては、会社が在宅勤務に通常必要な費用として仮払いした後、従業員が業務のために使用する消耗品等を購入し、その領収証等を会社に提出してその購入費用を精算(仮払金額が購入費用を超過する場合には、その超過部分を会社に返還)する方法や、従業員が業務のために使用する消耗品等を立て替え払いにより購入した後、その購入に係る領収証等を会社に提出してその費用を精算(購入費用を会社から受領)する方法が考えられます。

パソコンなどの事務用品等を支給した場合も、給与として課税する必要はありませんか。



リサ



サキ先生

会社が所有する事務用品等(パソコン等)を従業員に貸与する場合は、給与として課税する必要はありませんが、事務用品等を支給した場合(事務用品等の所有権が従業員に移転する場合は、現物給与として課税する必要があります。この貸与には、例えば、従業員に専ら業務に使用する目的で事務用品等を支給という形で配付し、その配付を受けた事務用品等を従業員が自由に処分できず、業務に使用しなくなったときは返却する場合も、貸与とみて差し支えありません。

従業員が負担した通信費について、在宅勤務に要した部分を支給する場合はどうなりますか。



リサ



サキ先生

通話料は、通話明細から業務のために使用した金額が確認できるので、その金額を支給する場合は、給与として課税する必要はありません。また、基本使用料やインターネット接続に係る通信料は、業務のために使用した部分を合理的に計算する必要があります。なお、営業担当など業務のための通話等を頻繁に行う場合の通話料、基本使用料、インターネット接続に係る通信料は、簡便的な算式(従業員が負担した1カ月の通信費×その従業員の1カ月の在宅勤務日数/該当月の日数×1/2)等により算出したものを支給する場合は、給与として課税しなくて差し支えありません。

感染が疑われる従業員に対してホテルなどで勤務することを認め、そのホテルの利用料や交通費を従業員に支給した場合はどうなりますか。



リサ



サキ先生

職場以外の場所で勤務することを会社が認めている場合、その勤務に係る通常必要なホテルの利用料や交通費について、その費用を精算する方法または会社の旅費規定などに基づいて、従業員に対して支給する一定の金銭についても、給与として課税する必要はありません。

なるほど。基本的には新型コロナウイルス感染症に関する感染予防対策として、業務のために通常必要な費用を負担する場合には給与として課税しなくていいのですね。



リサ

【筆者紹介】

互井敏勝(たがい・としかつ)

1968年生まれ。東京国税不服審判所審判部、同所管理課、国税庁長官官房会計課、東京国税局総務部税務相談室などを経て、東京都中央区で税理士登録。近著『令和3年版 税制改正経過一覽ハンドブック』、『経営に活かす税務の数的基準』(共著、大蔵財務協会)、『所得税重要事例集』(共著、税務研究会)など。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索